

令和３年度決算に基づく
府中町健全化判断比率及び
資金不足比率に係る審査意見書

府中町監査委員

府 監 委 発 第 9 号
令和4年8月29日

府中町長 佐藤 信治 様

府中町監査委員 土 井 精 二
同 力 山 彰

令和3年度決算に基づく府中町健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査
意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により
審査に付された令和3年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
、将来負担比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について
審査した結果、次のとおり意見を提出します。

令和3度決算に基づく府中町健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査意見

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和3度決算に基づく府中町健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

令和3年度決算に基づく資金不足比率

2 審査の期間

令和4年8月19日から8月26日まで

3 審査の法的根拠

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項

4 審査の観点と方法

審査に付されたそれぞれの比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に従って適正に作成され、その計数が正確であることを観点として、関係諸帳簿・証書類と照合して実施した。

第2 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率に関する書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数も正確であると認められた。

また、いずれの比率も早期健全化基準を下回っており、基準を上回った場合に適用される財政健全化計画及び財政再生計画を定める必要がないことが確認された。

なお、詳細については以下のとおりである。

1 健全化判断比率及び資金不足比率の状況

早期健全化基準は、実質赤字比率13.20%、連結実質赤字比率18.20%、実質公債費比率25.00%、将来負担比率350.00%、資金不足比率20.00%であり、4つの健全化判断比率及び資金不足比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めることとなる。

また、財政再生基準は、実質赤字比率20.00%、連結実質赤字比率30.00%及び実質公債費比率35.00%であり、健全化判断比率のうちいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めることとなる。

なお、健全化判断指標における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は府中町の標準財政規模に基づき算定された数値等である。

府中町の令和3年度における健全化判断比率及び資金不足比率の状況は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については-%で赤字はなく、実質公債費比率は6.8%、将来負担比率は、99.3%、資金不足比率は-%で資金不足は発生していない。

したがって、健全化判断比率及び資金不足比率のいずれにおいても早期健全化基準を下回っており、府中町の財政は健全な状況にある。

第 1 表 健全化判断比率及び資金不足比率の状況

(単位: %)

年 度	健 全 化 判 断 比 率				資金不足 比 率
	実質赤字 比 率	連結実質赤字 比 率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率	
令 和 3 年 度	— (△ 2.70)	— (△ 4.73)	6.8	99.3	—
令 和 2 年 度	— (△ 3.04)	— (△ 5.09)	5.7	104.1	—
早期健全化基準	13.20	18.20	25.00	350.00	20.00
財政再生基準	20.00	30.00	35.00	...	...

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については赤字がないため「—」で表示し、下段の括弧書きには黒字の数値を参考値として「△」で表示した。資金不足比率については、資金不足が発生していないため「—」で表示した。

年 度	標準財政規模(千円)	
		うち臨時財政対策債発行可能額
令 和 3 年 度	10,883,685	1,229,982
令 和 2 年 度	10,125,896	789,942

* 健全化判断指標の定義

(ア) 実質赤字比率

一般会計等に属する会計の赤字額の標準財政規模に対する比率である。なお、早期健全化基準における実質赤字比率算定式(標準財政規模が50億円以上200億円未満の公共団体用)は次式のとおりである。

$$\{ (10,883,685 + 10,000,000) / (30 \times 10,883,685) \times 100 + 20 \} / 2 = 13.20 \%$$

(イ) 連結実質赤字比率

全会計の赤字額の標準財政規模に対する比率である。なお、連結実質赤字比率の早期健全化基準は、実質赤字比率の早期健全化基準に5%を加えた数値である。

(ウ) 実質公債費比率

全会計、一部事務組合及び広域連合の、一般会計が負担する公債費等の標準財政規模に対する比率である。

(エ) 将来負担比率

一般会計等が将来負担するべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

(オ) 資金不足比率

公営企業に属する会計及び一部事務組合の公営企業会計の、公営企業毎の資金不足額の事業規模に対する比率である。

(カ) 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標である。なお、健全化判断比率の算定においては臨時財政対策債発行可能額が含まれる。

2 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況

府中町における一般会計等の実質収支額の計は2億9,397万9千円である。

一般会計等における実質収支額の計が赤字である場合において、赤字額の標準財政規模に対する比率が実質赤字比率となる。令和3年度において実質赤字は存在せず、黒字の参考数値としては、△2.70%であった。

また、一般会計等、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計及び公営事業に係る特別会計(法適用企業・宅地造成事業以外)における連結実質収支額(実質収支額及び資金不足・剰余額の計)は5億1,533万3千円である。

上記全会計における連結実質収支が赤字である場合において、赤字額の標準財政規模に対する比率が連結実質赤字比率となる。令和3年度における連結実質収支にも赤字は存在せず、黒字の参考数値としては△4.73%であった。

第 2 表 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況

(単位:千円、%)

会 計 名		実質収支額
一 般 会 計 等	一 般 会 計	293,979
	一般会計等の属する特別会計	0
計 (A)		293,979

一 般 会 計 等 実 質 収 支 額 (A)	293,979
標 準 財 政 規 模 (ア)	10,883,685
実 質 赤 字 比 率 (% 、 A / ア)	— △ 2.70

会 計 名		実質収支額
一般会計等以外の特別会計のうち公営住宅に係る特別会計以外の会計	国民健康保険	43,747
	介護保険	170,547
	後期高齢者医療	7,060
計 (B)		221,354

会 計 名		資金不足・剰余金
公営企業に係る特別会計(法適用企業・宅地造成事業以外)	下水道事業	0
計 (C)		0

連 結 実 質 収 支 額 (D = A + B + C)	515,333
標 準 財 政 規 模 (ア)	10,883,685
連 結 実 質 赤 字 比 率 (% 、 D / ア)	— △ 4.73

(注) 実質収支及び連結実質収支に赤字がないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は「—」で表示し、下段に黒字の数値を参考値として「△」で表示した。

3 実質公債費比率の状況

府中町における直近過去3年間の単年度実質公債費比率は、令和元年度が4.59%、令和2年度が6.46%、令和3年度が9.58%である。

令和3年度における実質公債費比率は、令和元・2・3年度の実質公債費比率の3ヶ年平均値で、6.8%である。

第 3 表 実質公債費比率の状況

(単位:千円)

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
(A) 地方債の元利償還金			
元利償還金の額(繰上償還額等を除く)	1,680,844	1,838,199	2,006,425
積立不足額を考慮して算定した額	0	0	0
計	1,680,844	1,838,199	2,006,425
(B) 地方債の元利償還金に準ずるもの(「準元利償還金」)			
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)	0	0	0
公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	276,751	271,960	273,466
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	6,204	47,782	69,473
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	41,918	46,522	236,695
PFI事業に係る債務負担行為に係るもの(省令第7条第1号)	0	0	0
いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの(省令第7条第2号)	0	0	0
国営土地改良事業並びに独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金(省令第7条第3号)	0	0	0
地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料(省令第7条第4号)	0	0	0
社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助(省令第7条第5号)	15,531	11,324	11,260
損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第6号)	0	0	0
地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第7号)	0	0	0
その他これらに準ずると認められるもの(省令第7条第8号)	3,349	230	208,983
利子補給に係るもの(政令第11条第4号)	23,038	34,968	16,452
一時借入金の利子	23	6	0
計	324,896	366,270	579,634
(C) 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源			
特定財源の額	275,572	257,781	278,653
計	275,572	257,781	278,653

(D) 地方債に係る元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(「算入公債費の額」)及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(「算入準公債費の額」)

事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	186,540	201,573	194,645
災害復旧費等に係る基準財政需要額	1,148,779	1,179,645	1,203,937
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	0	0	0
計	1,335,319	1,381,218	1,398,582

(E) 標準的な規模の収入額(「標準財政規模」)

標準税収入額等	8,282,552	8,249,264	8,022,264
普通交付税額	924,864	1,086,690	1,631,439
臨時財政対策債発行可能額	714,395	789,942	1,229,982
計	9,921,811	10,125,896	10,883,685

(ア) 令和元年度 実質公債費比率(%)

$$\frac{((A) 1,680,844 + (B) 324,896) - ((C) 275,572 + (D) 1,335,319)}{(E) 9,921,811 - (D) 1,335,319} \div 4.59$$

(イ) 令和2年度 実質公債費比率(%)

$$\frac{((A) 1,838,199 + (B) 366,270) - ((C) 257,781 + (D) 1,381,218)}{(E) 10,125,896 - (D) 1,381,218} \div 6.46$$

(ウ) 令和3年度 実質公債費比率(%)

$$\frac{((A) 2,006,425 + (B) 579,634) - ((C) 278,653 + (D) 1,398,582)}{(E) 10,883,685 - (D) 1,398,582} \div 9.58$$

(エ) 健全化判断指標である実質公債費比率

(令和元・2・3年度の実質公債費比率の3ヵ年平均値)

令和元(単)年度 実質公債費比率(%)	+	令和2(単)年度 実質公債費比率(%)	+	令和3(単)年度 実質公債費比率(%)	=	実質公債費比率 3ヵ年平均(%)
4.59		6.46		9.58		6.8
3						

4 将来負担比率の状況

将来負担比率は、将来負担額341億2,317万4千円から充当可能財源等246億9,629万8千円を差し引いた94億2,687万6千円の、標準財政規模108億8,368万5千円から算入公債費等の額13億9,858万2千円を差し引いた94億8,510万3千円に対する比率であり、府中町の令和3年度における算定数値は99.3%である。

第 4 表 将来負担比率の状況

(単位:千円)

(A) 将来負担額	
地方債の現在高	25,879,876
債務負担行為に基づく支出予定額	1,023,090
公営企業債等繰入見込額	3,897,472
組合負担等見込額	774,135
退職手当負担見込額	2,548,601
設立法人の負債額等負担見込額	0
地方道路公社	0
土地開発公社	0
地方独立行政法人	0
第三セクター等	0
連結実質赤字額	0
組合連結実質赤字額負担見込額	0
計	34,123,174
(B) 充当可能財源等	
充当可能基金	2,124,160
充当可能特定歳入	3,878,706
うち都市計画税	3,526,583
基準財政需要額算入見込額	18,693,432
計	24,696,298
(C) 標準財政規模	
標準財政規模	10,883,685
計	10,883,685
(D) 算入公債費等の額	
災害復旧費等に係る基準財政需要額	1,203,937
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	194,645
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金に係るものに限る。)	0
災害復旧費等に係る基準財政需要額(準元利償還金に係るものに限る。)	0
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	0
密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)	0
計	1,398,582

◇ 将来負担比率

$$\begin{array}{ccccc}
 \text{(A)} & & \text{(B)} & & \\
 34,123,174 & - & 24,696,298 & & \\
 \hline
 10,883,685 & - & 1,398,582 & = & \frac{9,426,876}{9,485,103} =
 \end{array}$$

(C) (D)

将来負担比率(%)

99.3

5 資金不足比率の状況

府中町における公営企業に係る特別会計は、下水道事業（法適用企業・宅地造成事業以外）のみである。

下水道事業の資金剰余金は0円、事業の規模は8億6,411万7千円である。

公営事業会計における資金不足額の事業の規模に対する割合が資金不足比率となる。

令和3年度における資金不足は発生していない。

第 5 表 資金不足比率の状況

（単位：千円、％）

公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 (法 適 用 企 業 ・ 宅 地 造 成 事 業 以 外)							下 水 道 事 業			
①	-	②	-	③	-	④	-	⑤	(1)	395,242
流 動 負 債							①	1,054,989		
控 除 企 業 債 等							②	659,747		
控 除 未 払 金 等							③	0		
控 除 額							④	0		
P F I 建 設 事 業 費 等							⑤	0		
算 入 地 方 債							(2)	24,436		
⑥	-	⑦	-	⑧					(3)	414,750
流 動 資 産							⑥	414,750		
控 除 財 源							⑦	0		
控 除 額							⑧	0		
令 3 条 1 項 の 額 ・ 令 4 条 の 額 (4) : (1)+(2)-(3)								4,928		
解 消 可 能 資 金 不 足 額 (5)								1,078,687		
資 金 不 足 額 ・ 剰 余 額 (連 結 実 質 赤 字 比 率) (6)								0		
資 金 不 足 額 (資 金 不 足 比 率) (7)								0		
営 業 収 益 の 額 - 受 託 工 事 収 益 の 額 (8)								864,117		
う ち 指 定 管 理 者 利 用 料 金								1,998		
事 業 の 規 模 (9)								864,117		
資 金 不 足 比 率 (% 、 (7) / (9))								-		
標 準 財 政 規 模 (10)								10,883,685		
標 準 財 政 規 模 比 (% 、 (6) / (10))								0.0		

（注）資金不足比率については、資金不足が発生していないため「-」で表示した。